

山口県報

平成20年
3月14日
(金曜日)

目次

| | |
|--|---|
| 規則 | 1 |
| 山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) | 1 |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課) | 1 |
| 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課) | 1 |
| 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課) | 2 |
| 告示 | 3 |
| 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課) | 3 |
| 家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課) | 5 |
| 換地処分届出(都市計画課) | 6 |
| 下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課) | 6 |
| 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課) | 8 |
| 公告 | 8 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課) | 8 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課) | 8 |
| 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) | 1 |
| 県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) | 1 |
| 雑報 | 1 |
| 争議行為の通知 | 1 |



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「美祢市」を「平成二十年三月二十日における美祢市」に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「美祢市又は美祢郡美東町若しくは秋芳町」を「又は美祢市」に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

| | | |
|----------------|---------------|----------------------------|
| 所又は児童厚生施設に係るもの | 所在地が町の区域であるもの | 町の長及び当該町の区域を所管する健康福祉センターの長 |
|----------------|---------------|----------------------------|

市町以外の者が設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所又は児童厚生施設に係るもの

当該施設の所在地の市町の長

に改める。

別記第二十一号様式の八から別記第二十一号様式の十までを削る。

別記第五十一号様式の二の(表)中「~~油~~」を「~~油~~」に改め、同様式の(裏)中「~~油~~」を「~~油~~」、「~~油~~」を「~~油~~」に改め、関係の請求があつたときは、これを提示せなければならぬ」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



山口県告示第六六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必

要があると認めるもの

- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 受精卵の採取の用に供する雌牛
- 5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨ－ネ病検査

(一) 目的

牛のヨ－ネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要がある

- と認めるもの
- 3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 四 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
- (二) 区域
山口県全域(萩市見島を除く。)
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
- (四) 期日
1 月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体
2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (五) 検査の方法
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)
2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 五 馬伝染性貧血検査
- (一) 目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
馬の全部(平成十六年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査
- 六 豚コレラ検査
- (一) 目的
豚コレラの発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 七 豚のオーエスキー病検査
- (一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 繁殖の用に供する目的で県外から移入した豚又は県外へ移出しようとする豚
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 八 鶏の高病原性鳥インフルエンザ
- (一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
- 九 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

- (一) 目的
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると思われるもの
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
急速凝集反応法

十 腐蛆病検査

- (一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 みつばちの全部
2 転飼しようとするみつばち
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
肉眼検査

山口県告示第七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

- (一) 目的
牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

- (一) 区域
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
- (三) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (四) 注射の方法
1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射
- (五) 2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

- (一) 目的
牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法
前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

- (一) 目的
牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
- (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法
筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

- (一) 目的
牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
 - (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法
筋肉一回注射
- 五 牛の炭疽^そ予防注射
- (一) 目的
牛の炭疽^その発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
 - (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法
皮下一回注射
- 六 豚の流行性脳炎予防注射
- (一) 目的
豚の流行性脳炎の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚
 - (四) 期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法
越夏豚にあつては皮下一回注射
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行者宇部市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十年一月十一日

二 換地処分の内容

平成十九年十二月六日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上

新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、彦島田一丁目、彦島田二丁目、彦島田三丁目、彦島田四丁目、彦島田五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田南町一丁目、新垢田南町二丁目、新垢田南町三丁目、新垢田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司上町一丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町、秋根南町一丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、棕野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、棕野町一丁目、棕野町二丁目、本町四丁目、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、棕野上町、

町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司上町一丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町、秋根南町一丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、棕野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、棕野町一丁目、棕野町二丁目、本町四丁目、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、棕野上町、

一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根南町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、彦島西山五丁目、形山町、秋根上町一丁目、一の宮住吉一丁目、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、王司上町二丁目、王司川端二丁目、小月南町、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、王喜本町一丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、木屋川南町四丁目、大字坂田、大字有富、大字石原、大字椋野、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川及び大字小月町

山口県告示第百十号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

三を次のように改める。
三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合の競争入札参加資

格及び当該競争入札参加資格の審査の申請の時期、方法等については、知事が別に定めるところによる。



(二〇六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日
平成二十年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 日本運動器バイオメカニクス研究所

代 表 者 の 氏 名 市原 和彦

主たる事務所の所在地 防府市三田尻三丁目八番三八号

三 定款に記載された目的

広く一般市民のために健康及び医学に関する研究活動その他の事業を行うことにより、医学の発展に寄与すること。

(二〇七) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-------------|------------|-----------|
| ひらき内科 | 宇部市開一丁目三番二号 | 育成医療及び更生医療 | 平成一八、一一、一 |

| | | | | | |
|----------------------|-------------------|---|---|---|---|
| 三田尻訪問看護ステーション | 中央町六番三三〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 訪問看護ステーションしらさぎ | 岩国市多田三丁目一〇一の五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 山口県看護協会訪問看護ステーションひかり | 光市光井二丁目二番一号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 訪問看護ステーション・オリブ | 柳井市中央一丁目一〇番一七号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 周防大島町訪問看護ステーションおおしま | 大島郡周防大島町大字小松一二五の二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(一〇八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十月二十三日山口県公告(五二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW山口宇部空港店

所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一〇九) 県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営大里地区ほ場整備事業の施行に係る大里東換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年三月十七日から同年四月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字郡字東為政、字戸樋ヶ原及び字杣尻

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市小松原町二丁目四番一八号
有限会社シマコー



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、済生会豊浦病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年三月十四日

山口県知事 二井 関成

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 諸手当の改善の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十年三月十四日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

下関市立済生会豊浦病院又は下関市豊浦地域ケアセンターにおいて済生会豊浦病院
労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十年三月十四日印刷
平成二十年三月十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)